



ウェビナー

「公共施設マネジメント3.0 ～公共施設マネジメントの勘所～」
ディスカッション

有限責任監査法人トーマツ
2020年



**MAKING AN
IMPACT THAT
MATTERS**
since 1845

公共施設マネジメントの構築に向けたポイントは以下のとおりです

計画の運用と進捗管理のポイント

Q1

国からは令和3年度中の公共施設等総合管理計画の改訂が求められていますが、前回の策定時と比べて、どのような点に注意すべきでしょうか？

公共施設マネジメントの構築に向けたポイントは以下のとおりです

計画の運用と進捗管理のポイント

Q1

国からは令和3年度中の公共施設等総合管理計画の改訂が求められていますが、前回の策定時と比べて、どのような点に注意すべきでしょうか？



A1. 公共施設等総合管理計画の改訂では、個別施設計画の内容を反映する必要があります

- 前回の公共施設等総合管理計画策定時とは、状況が大きく変化しています。
- 令和2年度までに個別施設計画が策定されていることから、公共施設等総合管理計画には個別施設計画の内容を反映させる必要があります。
- 効果額の記載が求められるなど、前回の公共施設等総合管理計画よりも、より具体的な内容の記載が求められています。

公共施設マネジメントの構築に向けたポイントは以下のとおりです

計画の運用と進捗管理のポイント

Q1

国からは令和3年度中の公共施設等総合管理計画の改訂が求められていますが、前回の策定時と比べて、どのような点に注意すべきでしょうか？

Q2

公共施設マネジメントの取組の実効性を高めるためには、どのような工夫が必要でしょうか？

公共施設マネジメントの構築に向けたポイントは以下のとおりです

計画の運用と進捗管理のポイント

Q1

国からは令和3年度中の公共施設等総合管理計画の改訂が求められていますが、前回の策定時と比べて、どのような点に注意すべきでしょうか？

Q2

公共施設マネジメントの取組の実効性を高めるためには、どのような工夫が必要でしょうか？



A2 全庁的な理解のもと施設マネジメントを進めることが重要です

- トップや庁内横断な組織による積極的な関与
- 総合計画、財政計画といった既存のマネジメントツールとの整合
- 予算への反映、進捗管理（毎年度）の実施

等

公共施設マネジメントの構築に向けたポイントは以下のとおりです

計画の運用と進捗管理のポイント

Q1

国からは令和3年度中の公共施設等総合管理計画の改訂が求められていますが、前回の策定時と比べて、どのような点に注意すべきでしょうか？

Q2

公共施設マネジメントの取組の実効性を高めるためには、どのような工夫が必要でしょうか？

Q3

公共施設マネジメントの取組が必要なことは理解できるのですが、なかなか庁内の理解が深まらないことに課題を感じています。何か良い工夫はあるでしょうか？

公共施設マネジメントの構築に向けたポイントは以下のとおりです

計画の運用と進捗管理のポイント

Q1

国からは令和3年度中の公共施設等総合管理計画の改訂が求められていますが、前回の策定時と比べて、どのような点に注意すべきでしょうか？

Q2

公共施設マネジメントの取組の実効性を高めるためには、どのような工夫が必要でしょうか？

Q3

公共施設マネジメントの取組が必要なことは理解できるのですが、なかなか庁内の理解が深まらないことに課題を感じています。何か良い工夫はあるでしょうか？



A3 職員向け研修会の実施など、わかりやすいところからスタートし、議論の場を設けましょう

- 職員研修などを通して、庁内の理解を深化
- それぞれの自治体ごとに課題を抱えていると思われることから、その課題を捉えた具体的な議論を実施
- 議論の場を設定

お問い合わせ

トーマツは、幅広いノウハウを活用し、公共施設マネジメント全般について、様々なご支援を行っています

公共施設マネジメントに関するトーマツの主な支援内容

トーマツでは、公共施設マネジメントに関する幅広いご支援を多くの自治体を対象にさせていただいております。主な支援項目は以下のとおりです。

- 1 . 公共施設等総合管理計画改訂に関するご支援**
- 2 . 個別施設計画策定に向けてのご支援**
- 3 . 学校施設の再編計画及び長寿命化計画策定に関するご支援**
- 4 . 集会施設等の複合化等に向けたご支援**
- 5 . 遊休施設、遊休土地の利活用に関するご支援**
- 6 . エリアマネジメント、エリア開発に関するご支援**
- 7 . 包括委託制度、指定管理者制度導入等の施設の運営管理に関するご支援**
- 8 . 庁舎等公共施設の建替えに関するご支援**
- 9 . 住民説明に関連したご支援**
- 10 . その他**

デロイト トーマツグループ全体で公共施設マネジメントを推進する体制を構築しています。お気軽にご相談ください

公共施設マネジメント事務局-問い合わせ連絡先

 連絡先

有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザー事業本部 パブリックセクター

email : publicmanagement3.0@tohmatu.co.jp

電話（代表）：03-6213-1251

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または「Deloitte Global」）ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して「デロイトネットワーク」）を通じFortune Global 500®の8割の企業に対してサービスを提供しています。「Making an impact that matters」を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。



IS 669126 / ISO 27001